第13講 【国際編】国際政治
PART1 国際社会と国際法

Chapter1　国際社会と国際法の成立

目標
国際社会が進展する直前に必ず起こっていることは何だろう。
国際法は，いつ頃，誰によって成立したのか知ろう。

1 国際社会の成立

①**ウェストファリア会議**（1648年）**→ウェストファリア条約**

三十年戦争（1618～48年）後のドイツで開催された**初の国際会議**。ヨーロッパ各国が〔　　　　〕**国家**の代表として対等な資格で参加。ローマ教皇を頂点とするそれまでの秩序が終わり〔　　　　　　　　〕が成立したとされる。

※はじめ絶対主義国家として成立した主権国家は，市民革命を経て国民と国家の一体化が自覚されて国民国家として成長していく。それとともに**ナショナリズム**が台頭して，自国自民族中心主義の考え方が広まり，植民地獲得などを目指し各国が争うようになった。

②〔　　　　　　　　〕の成立（**1920年**）→本部はスイスのジュネーヴ

第一次世界大戦（1914～18年）を経て，欧米では民族自決の原則が認められるようになった。その後，独立国の少ないアジア・アフリカ・ラテンアメリカも含む国際平和機関の登場により，国際社会が広がった。

③〔　　　　　　　　〕の成立（**1945年**）→本部はアメリカのニューヨーク

第二次世界大戦（1939～45年）後，時間をかけて植民地が独立し，世界各地にくまなく国際社会が広がる。

ウェストファリア会議

2 国際法の成立

17 世紀前半，**オランダ**の〔　　　　　　　　　　　　〕が自然法の立場から国際法を理論化。「自然法の父」「**国際法の父**」とされる。

※主著に公海自由の原則を説いた『海洋自由論』や，国際法を扱った『〔　　　　　　　　　　　　〕』がある。

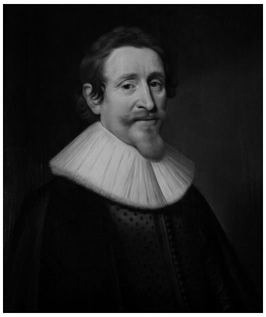

グロティウス

まとめ
国際社会が進展する直前には必ず多数の国が関わる戦争が起こっている。
オランダのグロティウスにより 17 世紀前半に国際法が成立したとされる。

Chapter2　国際法の種類と運用

目標
国際慣習法と条約の違いを理解しよう。
国際司法裁判所と国際刑事裁判所の違いを理解しよう。

1　国際法の種類

①平時国際法と戦時国際法

②〔　　　　　　　　　　〕と〔　　　　　〕〔国際成文法〕

国際慣習法は，国家間の一般的慣行が拘束力のある法として認められたもので，**内政不干渉の原則・公海自由の原則**などがある。条約は国家間の文書による合意で，条約・協定・議定書・規約・宣言などの形をとり，二国間条約と多国間条約がある。

条約締結時のようす

2　国際司法機関

国際法は主権国家に対する規制力が弱く，国際紛争の解決は国家の軍事力行使によることが多かった。しかし 19 世紀末以降，紛争の平和的解決のために，国際法に基づく司法的解決制度が発達した。

①［　　　　　　　　　　　　］〔ＩＣＪ〕（1945年設立，オランダの**ハーグ**）

国際連盟の下で 1921年に設置された，常設国際司法裁判所を引き継いだ**国際連合の司法機関**。

※**審理の対象は国家のみ**で，紛争当事国双方の合意のもとに裁判を行う。

②［　　　　　　　　　　　　］〔ＩＣＣ〕（2003年設立，オランダの**ハーグ**）

国際連合から独立した司法機関。**審理の対象は個人**で，非人道的な戦争犯罪や集団殺害などを裁く。

※アメリカ・ロシア・中国などは加盟していない。

国際司法裁判所

まとめ

国際慣習法は，国家間の一般的慣行が拘束力のある法として認められたもので，条約は，国家間の文書による合意である。

国際司法裁判所は国際連合の司法機関で，審理の対象が国家。国際刑事裁判所は国際連合から独立した司法機関で，審理の対象が個人。

第13講 PART1 確認問題

1 三十年戦争後に開催された初の国際会議で結ばれた条約はどれか。

① ユトレヒト条約　② ウェストファリア条約
③ カルロヴィッツ条約　④ フベルトゥスブルク条約

2 市民革命後に植民地獲得などを目指して各国が争うようになったが，その背景となった考え方を何というか。

① コスモポリタニズム　② ナショナリズム
③ グローバリズム　④ エスノセントリズム

3 次のできごとを起こった順に並べたものとして正しいのはどれか。

① 第一次世界大戦→国際連盟成立→第二次世界大戦→国際連合成立
② 第一次世界大戦→国際連盟成立→国際連合成立→第二次世界大戦
③ 第一次世界大戦→国際連合成立→第二次世界大戦→国際連盟成立
④ 第一次世界大戦→国際連合成立→国際連盟成立→第二次世界大戦

4 17世紀前半に自然法の立場から国際法を理論化したのはだれか。

① ヴォルテール　② カント
③ ウィルソン　④ グロティウス

5 「国際法の父」とよばれた人物が，国際法の必要性について説いた著書はどれか。

① 『永久平和のために』　② 『諸国民の富』
③ 『戦争と平和の法』　④ 『永久平和論』

6 『海洋自由論』を著したのはだれか。

① カント　② グロティウス
③ ウォルポール　④ サン＝ピエール

7 条約に**あてはまらない**のはどれか。

① 議定書　② 規約
③ 宣言　④ 慣習法

8 国際慣習法の特色の組み合わせとして正しいのはどれか。

① 不文法：拘束力あり　② 不文法：拘束力なし
③ 成文法：拘束力あり　④ 成文法：拘束力なし

9 非人道的な戦争犯罪や集団殺害などについて，個人を裁く裁判所の名称と略称の組み合わせとして正しいのはどれか。

① 国際司法裁判所：ICJ　② 国際司法裁判所：ICC
③ 国際刑事裁判所：ICJ　④ 国際刑事裁判所：ICC

10 国際刑事裁判所に加盟している国はどこか。

① 日本　② アメリカ
③ ロシア　④ 中国

第 13 講　PART1　確認問題 解答

1 解答：②

ウェストファリア条約は，ヨーロッパ各国が主権国家の代表として対等な資格で参加したウェストファリア会議で結ばれた。

①：1713 年に結ばれたスペイン継承戦争の講和条約。
③：1699 年にオスマン帝国とヨーロッパ諸国との間で結ばれた条約。
④：1763 年に結ばれた七年戦争の講和条約。

2 解答：②

民族の統一・独立や国家形成を目的とする思想や運動のこと。

①：個人を民族や国家をこえた世界人類の一員であるとする世界主義のこと。
③：地球全体を一つの共同体とする考え方。
④：自己の属する民族文化の優越性を強調し他文化を排除する自民族中心主義のこと。

3 解答：①

第一次世界大戦（1914～18 年）→国際連盟成立（1920 年）→第二次世界大戦（1939～45 年）→国際連合成立（1945 年）の順である。

4 解答：④

グロティウスは「自然法の父」「国際法の父」とよばれる。

①：啓蒙思想家で啓蒙専制君主に大きな影響を与えた。
②：『永久平和のために』で常備軍の廃止，国際的平和維持機構の設立などを提唱した。
③：国際連盟の創設を提唱したアメリカ大統領。

5 解答：③　「国際法の父」とよばれたのはグロティウス。

①：国際的平和維持機構の設立などを提唱したカントの著書。
②：資本主義経済を体系的に分析したアダム = スミスの著書。
④：サン = ピエールが国際的平和維持機構の設立について述べた著書。

6 解答：②　『海洋自由論』には公海自由の原則が説かれている。

①：『永久平和のために』を著した。
③：イギリスの政治家で内閣を行政機関へと移行させた。
④：『永久平和論』を著した。

7 解答：④　国際法は議定書などの条約と国際慣習法に分けられる。

①：条約の一つ。
②：条約の一つ。
③：条約の一つ。

8 解答：①　国際慣習法は国家間の一般的慣行が拘束力のある法として認められたもの。

②：拘束力がある。
③：文書では定められていない。
④：文書では定められていない。また拘束力がある。

9 **解答：④**　国際刑事裁判所〔ICC〕は国際連合から独立した司法機関で，個人を裁判の対象としている。

①：国際司法裁判所は国際連合の常設司法機関。
②：国際司法裁判所は国際連合の常設司法機関で，その略称は ICJ。
③：国際刑事裁判所の略称は ICC。

10 **解答：①**　日本は 2007 年に加盟した。

②：国際刑事裁判所に加盟していない。
③：国際刑事裁判所に加盟していない。
④：国際刑事裁判所に加盟していない。